

2023

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

1月号



毎月 15 日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15 日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
えひめ仕事と家庭の両立応援企業 12月の認証企業のご紹介	2
障がい者向け求人掲載事業者を募集します！	3
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	4
中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業の募集	5
中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 助成対象者の募集	6
労働委員会の窓（12月分）	7

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

R4年度3期分納期限のお知らせ	9
1000人超企業は男性育休取得率公表が必要です	10
その病気、その症状は石綿が原因かもしれません	11
愛媛労働局長が「ベストプラクティス企業」を訪問しました！	15
ケアプラザ新居浜のご案内	17
「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」をご活用ください	19
在籍型出向を活用し「産業雇用安定助成金」を受給しませんか？	21
人材開発支援助成金を活用して企業内の人材を育成しませんか？	24
人材開発支援助成金に事業展開等リスキリング支援コースを新設	26

その他からのお知らせ

ポリテクセンター愛媛 4月期生募集	28
-------------------	----

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
 - 原則として、20歳以上65歳以下であること。
- (離職者の方)**
- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
 - ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
 - ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。
- (休業者の方)**
- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
 - ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円(離職者一人につき)
- 保証/保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間/5年以内
(6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円(休業者一人につき)
- 保証/保証機関
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

えひめ仕事と家庭の両立応援企業 ～令和4年12月の認証企業のご紹介～

《概要》

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しています。

《認証企業》

12月は、両立応援ゴールド企業2社、
両立応援企業2社を新規認証しました。

(12月認証内訳)

【両立応援ゴールド企業】 新規2社
【両立応援企業】 新規2社



認証マーク

＜えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業＞

【新規】2社

認証番号	企業名	所在地
53	仙味エキス株式会社	大洲市
54	社会福祉法人三善会	大洲市

＜えひめ仕事と家庭の両立応援企業＞

【新規】2社

認証番号	企業名	所在地
680	株式会社石材振興会	松山市
681	株式会社藤田製作所	西条市

《認証のメリット》

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきませんか？

- ・ 認証マークを活用したイメージアップ
- ・ 求人票や会社説明会でのPR
- ・ 働き方改革に向けた社内の機運醸成

《制度のお問い合わせ》

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課
TEL 089-912-2502

詳しくは、

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

検索

働き方改革のワンストップ支援拠点「働ナビえひめ」では、認証取得のサポートをはじめ、様々な働き方改革の取組みを支援しています。

【お問い合わせ先】 働ナビえひめ（愛媛県働き方改革包括支援プラザ）TEL089-915-3260

障がい者向け求人の掲載事業者を募集します！

《概要》

愛媛県では、障がい者が求める求人情報を事業者さまが丁寧に発信できるよう、公式求人・移住総合情報サイト「あのこの愛媛」内に、障がい者目線で求人フォーマットを整備するとともに、障害者就業・生活支援センターへ求人情報を提供するシステムを構築し、円滑なマッチングを支援します。

障がい者向け求人ページを作成するためのマニュアルを掲載するほか、オンデマンド形式で求人作成のポイントセミナー動画も配信予定です。

「あのこの愛媛」への求人掲載は**無料**ですので、ぜひご活用ください！

《障がい者求人特設ページのご案内》

障がい者向け求人フォーマットによる求人情報をはじめ、障がい者がやりがいをもって働く企業の紹介記事や就職支援情報を発信する「障がい者求人特設ページ」を開設します！

【開設時期】 1月下旬（予定）



《求人掲載のお申込み》

申込フォーム（<https://ano-kono.ehime.jp/st/register/>）にて必要事項を入力してください。一般求人の掲載も可能ですので、この機会にぜひ「あのこの愛媛」をご利用ください。



求人掲載のお申込み



「あのこの愛媛」詳細



「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるように、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

《プロジェクトの内容》

【事業者向け支援】

- ダイバーシティセミナー
- 中小企業診断士等の専門家派遣

【女性求職者向け支援】

- キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー(10/28)
- 県内企業の魅力発見セミナー(11/30)
- 職場見学・マッチング交流会

【紹介予定派遣制度を活用した支援】

- 就職に必要なビジネススキル等の習得支援
- キャリアコンサルタントによる職業相談
- 人材マッチングの支援

2/2開催予定！
詳細は下記をご確認ください。



《ダイバーシティセミナー ～今日から始める女性活躍～》

企業経営層や人事担当者を対象に、女性活躍等に取り組む企業の先進事例を参考に自社の課題を明確化し、女性活躍推進の必要性やメリット、ノウハウ等を学べます。

- 開催日時 2023年2月2日(木) 15:30~17:00
- 会場 愛媛県県民文化会館 真珠の間(愛媛県松山市道後町2丁目5-1)
- 講師 長畑 久美子
(株)パソナグループ 執行役員(女性活躍推進担当) / (株)パソナフォスター 代表取締役社長
- 申込み 下記専用サイトから(定員:100名)
- 参加料 無料

【お問い合わせ先】(TEL) 089-931-2208 (メール) ehime-koyou@pasona.co.jp

専用サイト



<https://ehime-joseikoyoushien.jp>

公式LINE



LINE 公式アカウントで
本プロジェクトの最新
情報を発信

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業を募集しています！

《概要》

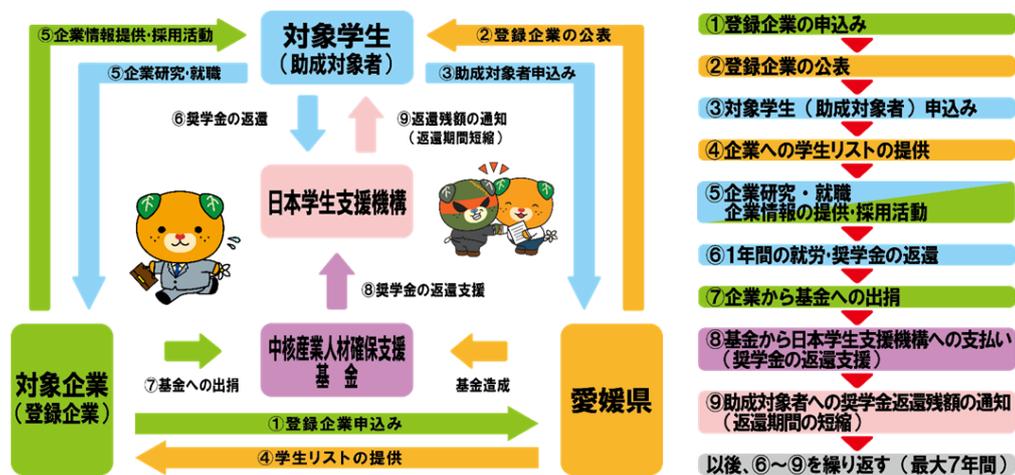
愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生等の県内定着やU・Jターン就職を促進するため、県内の登録企業に就職した場合に、県と登録企業が出捐した基金により、**奨学金の返還を助成する制度**（愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度）の**登録企業を募集**しています。

本制度の趣旨に賛同いただける県内企業のみなさまは、ぜひご登録をお願いします！

企業のメリット



中核産業人材確保支援制度の流れ



～詳細はコチラ（県 HP）～

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/kigyoubosyu.html>



《登録申請》

登録申請フォームから電子申請をお願いします。

（登録申請フォーム URL）

<https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoutourokushinsei>



愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 助成対象者を募集しています！

《概要》

愛媛県では、平成30年度から、県内産業を支える中核人材となる大学生及び大学院生の県内定着やU・I・Jターン就職を促進するため、県内の登録企業に就職した場合に、県と登録企業が出捐した基金により、**奨学金の返還を助成する制度を実施**しています。
現在、次のとおり、**助成対象者となる大学生・大学院生を募集**していますので、ぜひご応募ください。

■ 募集対象

- ① R6.3月末卒業予定者（新規募集）
- ② R5.3月末卒業予定者（追加募集）

■ 募集締切

令和5年2月28日（火）

↓ 詳細はコチラ ↓

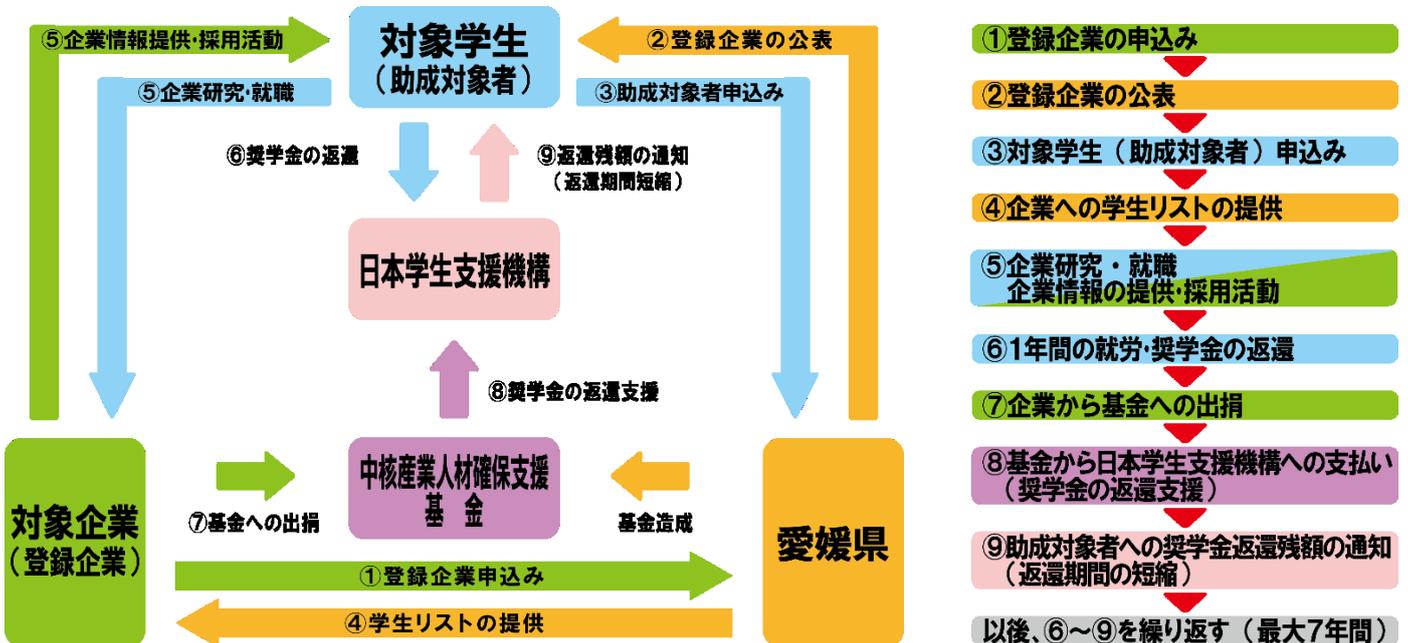


(R6.3 月末卒対象)



(R5.3 月末卒対象)

＜手続きの流れ＞



《申請手続き》

登録申請フォームから電子申請をお願いします。

(R6.3 月卒対象)

https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_nintei202403



(R5.3 月卒対象)

https://logoform.jp/form/XG6n/gakusei_nintei202303



労働委員会の窓（12月分）

《会議関係》

- 12月9日 第1213回愛媛県労働委員会総会
「争議行為の予告について」など3件
- 12月23日 第1321回公益委員会議
「令和4年審査の目標期間の達成状況等の公表について」など2件

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不)第1号	教育,学習支援事業	H31.2.19	1,2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不)第3号	教育,学習支援事業	R元.9.30	1,2,3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中

○ 調整事件

事件番号	区分	業種	調整事項	申請年月日 申請者	調整回数	終結状況
4年調整第1号	あっせん	情報通信業	団体交渉の再開	R4.12.22 労働組合	—	係属中

《個別的労使紛争関係》

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
12月	34	70
累計(4月~)	193	357

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roudouin@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirou/>

愛媛労働局からのお知らせです。

令和5年1月31日（火）は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第3期分の納付期限となっています。

事業主の皆様へは、令和5年1月12日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。

御不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先：松山市若草町4-3

愛媛労働局労働保険徴収室（TEL 089-935-5202）

2023年4月から、従業員が1,000人を超える企業は 男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です

育児・介護休業法の改正により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが義務付けられます。
(令和5(2023)年4月施行)

対象企業 常時雇用する労働者が1,000人を超える企業

「常時雇用する労働者」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指します。次のような者が該当します。

常時雇用する労働者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・ 法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

公表方法 インターネットなどによる公表

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、10万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。

お問い合わせ先 愛媛労働局 雇用環境・均等室
☎089(935)5222

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト
両立支援のひろば
<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



その病気、その症状は

アスベスト

石綿が原因

かもしれません

ご家族に、**肺がん**や**中皮腫**などで亡くなられた方はいませんか？

息切れ、**胸が苦しい**などの症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
- 独立行政法人 環境再生保全機構（ERCA）

◆ 石綿（アスベスト）による疾病

- ▶ 石綿は、極めて細い繊維で、熱や摩擦などに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、過去に石綿が大量に輸入され、さまざまな工業製品に使用されてきました。
- ▶ このため、石綿製品を取り扱う仕事（例：建設業など）をしたことのある方や、石綿を取り扱っていた工場の近隣に住んでいた方などは、石綿を吸い込んだ可能性があります。
- ▶ また、仕事中に石綿を吸い込んだ方が持ち帰った作業着などに付着した石綿を、そのご家族が吸い込み、病気になることもあります。
- ▶ 石綿を吸い込むことにより発症する疾病には、①中皮腫、②肺がん、③石綿肺、④びまん性胸膜肥厚、⑤良性石綿胸水などがあり、呼吸器系の症状がよく現れます。
- ▶ 石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。（例えば、中皮腫の場合、その多くが40年前後という長い潜伏期間の後に発症するとされています。）



◆ 石綿が原因で病気になった場合の補償・救済制度

あなた（または亡くなったご家族）について、医師から「石綿（アスベスト）が原因の病気です」と言われたら…

※石綿が原因の病気になっていなくても、過去に石綿に関する職歴がある場合などは、年に2回無料で健康診断を受診できる「石綿健康管理手帳」の交付を受けられる場合があります。お近くの都道府県労働局へご相談ください。

あなた（または亡くなったご家族）は、仕事で石綿を取り扱ったことがありますか？

はい

いいえ

あなた（または亡くなったご家族）は、労働者（※）または労災保険の特別加入者ですか？

はい

※労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用され、賃金を支払われる者」をいい、アルバイトやパートタイマーなどの雇用形態は問いません。

いいえ

労災保険制度による「労災保険給付」

または

石綿健康被害救済制度による「特別遺族給付金」

（労災保険の遺族補償給付の請求権を5年の時効により失った場合）

を受けられる場合があります。

→ お近くの労働基準監督署または都道府県労働局にご相談ください。

（連絡先は、4ページ「お問い合わせ先一覧」へ）



石綿健康被害救済制度

による「救済給付」

を受けられる場合があります。

→ （独）環境再生保全機構にご相談ください。

アスベスト
石綿救済相談ダイヤル

さあはやく きゅうさい

電話無料 0120-389-931



★ 各給付の詳細な内容は、次のページの一覧表をご確認ください。

◆ 各制度の概要 (一覽)

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	① 労働者または労災保険の特別加入者 ② 上記①の遺族	令和8年3月26日までに石綿による病気で死亡した労働者(特別加入者を含む)の遺族(*) ※労災保険の遺族補償給付請求権を時効(5年)により失った場合に限ります。	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者(石綿を扱う仕事をしていなかったかどうかは問いません) ② 上記①の遺族
対象疾病	(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 (e) 良性石綿胸水		(a) 中皮腫 (b) 石綿起因性肺がん (c) 石綿肺 (d) びまん性胸膜肥厚 ※(c)(d)は、著しい呼吸機能障害を伴うものに限ります。
石綿にさらされる主な機会	●石綿の吹き付け ●石綿を含む建物の解体 ●石綿を含む製品の製造、加工	などを行う場合	●石綿取り扱い工場の近隣に住していた ●石綿取り扱い工場働く人の作業着を洗濯していた ●労災保険の対象とならない人が、石綿を取り扱う仕事をしていた などの場合
給付内容	① 労働者または労災保険の特別加入者 ・療養補償給付(自己負担なしで治療が受けられます) ・休業補償給付(注) ② 上記①の遺族 ・遺族補償給付(注) (年金または一時金) など (注)ご本人の賃金により給付額が異なります。	・特別遺族年金(原則240万円/年) または ・特別遺族一時金(1200万円)	① 労災保険等の対象とならない石綿健康被害者 ・医療費(自己負担分) ・療養手当(約10万円/月) ② 上記①の遺族 ・特別遺族弔慰金(注)(280万円) など (注)ご本人が申請しないまま亡くなった場合。
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権は、ご本人が亡くなった日の翌日から5年で時効により消滅します。	令和14年3月27日	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。 <例> 中皮腫で平成18年3月26日までに亡くなった方のご遺族による特別遺族弔慰金等請求期限: 令和14年3月27日
相談先	お近くの労働基準監督署または都道府県労働局 ☆ 各給付に関する一般的なご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でも受け付けています。		(独)環境再生保全機構 アズベスト 石綿救済相談ダイヤル ERCA さあはやく きゅうざい 電話無料 0120-389-931
詳しくは、裏面をご覧ください。			

(*) 令和4年の「石綿による健康被害の救済に関する法律」改正により、「特別遺族給付金」の支給対象が拡大され、改正前には支給を受けられなかった平成28年3月27日以降に死亡した方のご遺族についても支給を受けられるようになりました。

◆ お問い合わせ先一覧

労災保険給付・特別遺族給付金(石綿健康被害救済制度)について

《 お近くの労働基準監督署または都道府県労働局 》

監督署

検索

(所在地一覧) <https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

都道府県労働局労働基準部労災補償課					
北海道	011(709)2311	石川	076(265)4426	岡山	086(225)2019
青森	017(734)4115	福井	0776(22)2656	広島	082(221)9245
岩手	019(604)3009	山梨	055(225)2856	山口	083(995)0374
宮城	022(299)8843	長野	026(223)0556	徳島	088(652)9144
秋田	018(883)4275	岐阜	058(245)8105	香川	087(811)8921
山形	023(624)8227	静岡	054(254)6369	愛媛	089(935)5206
福島	024(536)4605	愛知	052(855)2147	高知	088(885)6025
茨城	029(224)6217	三重	059(226)2109	福岡	092(411)4799
栃木	028(634)9118	滋賀	077(522)6630	佐賀	0952(32)7193
群馬	027(896)4738	京都	075(241)3217	長崎	095(801)0034
埼玉	048(600)6207	大阪	06(6949)6507	熊本	096(355)3183
千葉	043(221)4313	兵庫	078(367)9155	大分	097(536)3214
東京	03(3512)1617	奈良	0742(32)1910	宮崎	0985(38)8837
神奈川	045(211)7355	和歌山	073(488)1153	鹿児島	099(223)8280
新潟	025(288)3506	鳥取	0857(29)1706	沖縄	098(868)3559
富山	076(432)2739	島根	0852(31)1159		

《 厚生労働省のホームページ 》 <https://www.mhlw.go.jp>

トップページ「クローズアップ厚生労働省」をクリック→雇用・労働「アスベスト(石綿)」へお進みください。
(労災認定等事業場一覧表など、石綿情報を掲載しています。)

《 労災保険相談ダイヤル 》 0570-006031 / 受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

労災保険給付や特別遺族給付金に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。

※ ご利用にあたっては、通話料がかかります(全国一律料金)。

救済給付(石綿健康被害救済制度)について

《 独立行政法人 環境再生保全機構(ERCA) 》

アスベスト

石綿救済相談ダイヤル

さあはやく

きゅうさい

電話
無料

0120-389-931

受付時間 10:00 ~ 17:00

土・日・祝・12/29 ~ 1/3を除く

(ホームページ) <https://www.erca.go.jp/asbestos/>



《 環境省 地方環境事務所 》

(ホームページ) <https://www.env.go.jp/region/>

アスベスト 救済

検索

- 北海道地方環境事務所(札幌市) 011-299-1952
- 東北地方環境事務所(仙台市) 022-722-2867
- 関東地方環境事務所(さいたま市) 048-600-0815
- 新潟事務所(新潟市) 025-280-9560
- 中部地方環境事務所(名古屋市) 052-955-2134
- 近畿地方環境事務所(大阪市) 06-6881-6503
- 中国四国地方環境事務所(岡山市) 086-223-1581
- 四国事務所(高松市) 087-811-7240
- 広島事務所(広島市) 082-511-0006
- 九州地方環境事務所(熊本市) 096-322-2411
- 福岡事務所(福岡市) 092-437-8851

★上記のほか、最寄りの保健所でも相談・申請を受け付けています。

愛媛労働局長が「ベストプラクティス企業」を訪問しました！ (株式会社濱崎組)

愛媛労働局長（瀧原章夫）は、11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、令和4年11月17日（木）に、「本物追求」を社是として、人材育成をはじめとした働き方改革を積極的に実践している株式会社濱崎組（ベストプラクティス企業）を訪問しました。

○ 今回訪問した企業

企業名：株式会社濱崎組

所在地：松山市和泉北1丁目13番39号

労働者数：153名（令和4年10月末現在）

事業内容：総合建築工事、左官・内装・外断熱工事、不動産



○ 訪問当日の状況

訪問当日は、濱崎 増司代表取締役会長、寺町総務部長にご対応いただき、働き方改革の取組状況についてお話を伺いました。

濱崎組が注力する人材育成について、濱崎会長は「お客様の求める品質等に応えるためにも、創業当時から人材育成が重要と位置付けてきました。働き方改革を進める上でも、若い社員が早く戦力となってもらえるよう、研修をより実践的な内容としたり、施工管理のデジタル化を進めるなど、日々、試行錯誤しながら取り組んでおります。」と熱く想いを語られました。

また、令和6年4月から建設業にも適用開始となる時間外労働の上限規制⁽¹⁾に向けた対応については、「会社の所定休日について、令和5年4月から、1日増の4週6休に増やすほか、将来的には、他の業種と同様に4週8休にしたいと考えています。

また、建設現場での作業効率化、IT化を進め、建設業全体が今後も発展できるように取り組んでまいりたい」と決意を示されました。



【対談の様子】

(1) 令和6年4月1日以降、建設業においては、「災害の復旧・復興の事業」を除き、**時間外労働の上限規制が全て適用**されます。

「災害の復旧・復興の事業」に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、「月100時間未満」及び「2～6か月平均80時間以内」とする規制は適用されません。

○ 働き方改革の取組効果

➤ 令和3年の年間平均労働時間数⁽²⁾は、**5年前(平成28年)と比べて、約150時間削減。**

(2) 時間外労働時間数は毎年の工事量に左右されるものの、実労働時間が減少している。

➤ 新規社員に対する研修の充実等により、**全職人の8割が左官技能士等の資格保有者。34歳未満の若年層の割合が全社員の約4割**と、建設業界では高い水準⁽³⁾を確保。

(3) 総務省「労働力調査」建設業就業者29歳以下12%（令和3年）

➤ 令和元年に開催された技能五輪全国大会(左官職種)で、**女性では県内初の金賞を受賞。現在、建設現場の技術職では、7名の女性が活躍。**

○ 働き方改革の主な取組事項

1 人材育成の強化による職人の早期戦力化の実現

- ・ 新入社員(左官技能士)に対する研修について、自社の研修施設で入社早期から実技研修を行い、必要な資格の取得や基礎技術の向上を図っています。
また、研修カリキュラムを毎年見直し、静岡県の富士教育訓練センター(職業訓練施設)を活用する等、技能だけではなく様々な経験ができるような工夫をしています。
- ・ 研修時には、職人のキャリアアップのモデルケースを提示し、若手社員の意欲の向上や、年数に応じた評価を実施しています。
- ・ 業務に必要な資格は就業時間内に受講させ、その費用は会社で負担しています。



【実技研修】

2 デジタルホワイトボードによる施工管理の業務効率化

- ・ 改善前は各建設現場の進捗管理や行動予定を、社内のホワイトボードで管理していましたが、現場管理者が日々の確認に時間を要すること、社員が現場から確認のためにわざわざ自社に戻るといったことが労働時間の増加に繋がっていました。
そこで、新たにデジタルホワイトボード(行動予定表サイネージ)を導入し、全社員が携帯端末等からリアルタイムで進捗状況等を更新、閲覧することで、上記課題が解消され、労働時間の削減が実現しています。
- ・ 過去のデータを原価計算等の業務で活用することにより、事務部門でも効率化が図られています。



【デジタルホワイトボードの活用】

3 勤怠管理アプリを活用した労働時間の見える化の実現

- ・ 建設現場での労働時間管理について、これまで、現場管理者が目視による始業・終業時刻の記録を行っていましたが、集計作業を手作業で実施していたことで入力ミスが発生する等、現場管理者及び事務部門で非効率な作業が多く生じていました。
そこで、勤怠管理アプリを導入し、日々の労働時間を簡単に確認することが可能となり、また、集計時間を現場管理者、社員、事務部門で共有することで、労働時間数の誤り防止や残業が多い社員に対する業務内容の調整等を行っています。
- ・ 上記アプリの機能の一つである通知機能を活用し、日々の連絡事項の周知や、BCP対策等にも役立てています。



【勤怠管理アプリによる管理】

○ 訪問を終えて瀧原労働局長からのコメント

株式会社濱崎組は、「職人の地位向上」を第一に考え、創業当時から人材育成に重点的に取り組まれたことで、建設業は人手不足感が高い業種ですが、毎年安定した人材確保が実現できています。また、近年では経営者トップ主導による職場環境の改善に積極的に取り組まれた結果、労働時間数の縮減にも繋がっています。

働き方改革の取組を進めるに当たっては、「時代の変化に応じて、会社の考え方を变えること、外的要因はあるものの、少しずつ改善を図ることで、社員の働き方が変化してきた」とお聞きしました。

働き方改革の最重要課題である長時間労働の抑制に向けて、令和6年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます。

是非、県内の建設業に従事する皆様にも同社の取組内容を参考にさせていただきまして、自社の働き方改革を実行していただきますようお願いいたします。



【濱崎会長(右)と瀧原局長(左)】

厚生労働省が設置した労災特別介護施設

ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級1級から3級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の8施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約7,000坪、地上3階建て建物約3,500坪、定員90名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで15分～20分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国 8 か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成 13 年以降 20 年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを 24 時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が 1 級から 3 級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60 歳以上で障害等級 4 級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員 90 人（個室 70 室、多床室 4 人×5 室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約 30m²の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族 1 人 （42%減額）	扶養親族 2 人 （53%減額）	扶養親族 3 人以上 （58%減額）
1,200,000 円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000 円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000 円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000 円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000 円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000 円	180,000	105,000	72,000	72,000

5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名 称：愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）
所 在 地：愛媛県新居浜市阿島 1 丁目 3 番 12 号
問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」をご活用ください

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元・出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）ガイドブック」をご確認ください。

ガイドブックはこちら→



助成対象となる「出向」とは？

雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象です。

また、出向した労働者は、出向期間終了後は、元の事業所に戻って働くことが前提です。

企業グループ内での出向も、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向であることなど、一定の要件を満たせば助成対象となります。

※労働者のスキルアップを目的として在籍型出向を行う場合は「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」をご活用ください。

助成の内容

① 出向初期経費助成

【対象】出向元事業主と出向先事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

【内容】**出向前に、出向の成立に必要な措置***を行った場合に以下の額を助成

※就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向者を受け入れるための機器や備品の整備（出向先のみ）など

	助成額	加算額
出向元・出向先	各10万円／1人あたり（定額）	各5万円／1人あたり（定額）

・出向先事業主は1年度あたり500人が上限です

・出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）または出向先事業主（異業種からの受け入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に加算

② 出向運営経費助成

【対象】出向元事業主と出向先事業主

【内容】**出向中に必要な経費***の一部を最長2年まで助成

※賃金・教育訓練・労務管理に関する調整経費など

助成率	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
企業グループ内出向の場合	2/3	1/2
上限額（出向元・出向先の合計）	12,000円／1人1日あたり	

・出向先事業主は1年度あたり500人が上限です

③ 出向復帰後訓練助成

【対象】出向元事業主

【内容】出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）*を行った際に、**訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成**

※出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります

	経費助成	賃金助成
助成内容	実費（上限30万円）	1人1時間あたり900円（上限600時間）

受給までの流れ

① 出向初期経費助成・② 出向運営経費助成

1	出向元事業主と出向先事業主との 契約 ※1 労働組合などとの 協定 出向予定者の 同意
2	出向計画届提出・要件の 確認 ※2
3	出向の実施（1か月間～2年間）
4	支給申請※3 助成金受給※4（最長1年間）
5	支給期間延長届提出・要件の 確認 ※2※5 （6か月ごと）（最長2年間）
6	支給申請※3・助成金受給※4

- ※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
- ※2 **出向元事業主と出向先事業主が出向計画届（または支給期間延長届）を作成し、出向開始日（または延長希望日）の前日（可能であれば2週間前）までに都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。（手続きは出向元事業主がまとめて行います）**
- ※3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに、出向元事業主と出向先事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。（手続きは出向元事業主がまとめて行います）**
- ※4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。
- ※5 支給期間の延長には、引き続き生産量要件（出向元）や雇用量要件（出向先）などの要件が延長届の提出時とその6か月後に審査されます。
また、延長届を提出した場合は、1人あたり最長2年間まで支給期間の延長が可能です。

③ 出向復帰後訓練助成

1	復帰後訓練計画届提出・要件の 確認 ※6
2	復帰後訓練の実施
3	支給申請・助成金受給

- ※6 **出向元事業主が復帰後訓練計画届を作成し、訓練開始日の前日（可能であれば2週間前）までに都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。**

計画届、延長届の提出と支給の申請は**オンラインでも**受け付けています。

【雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム】

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

参考：出向運営経費助成額比較（イメージ）

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- ・ 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- ・ 出向期間中の出向運営経費
 - － 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**
 - － 出向先での教育訓練と労務管理に関する調整経費など **3,000円**

※ 出向元・出向先ともに中小企業事業主で、出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない場合の例です。

※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■ 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）の例（出向運営経費）

出向元		出向先	
3,600円		8,400円	
		(出向先賃金負担分：5,400円 + 教育訓練・労務管理に関する調整経費：3,000円)	
助成額 9 / 10 (3,240円)	実質負担 1 / 10 (360円)	助成額 9 / 10 (7,560円)	実質負担 1 / 10 (840円)

■ (参考) 雇用調整助成金の場合

助成額 2 / 3 (2,400円)	実質負担 1 / 3 (1,200円)	実質負担 10 / 10 (8,400円)
-----------------------	------------------------	--------------------------

申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、**下記のコールセンター**または**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金が支給されます**。積極的にご活用ください。

助成対象となる「出向」とは？

以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること※
- 出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

※雇用の維持を図ることを目的として在籍型出向を行う場合は「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」をご活用ください。

助成金の詳細はガイドブックをご確認ください。



ガイドブック

助成の内容

対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金※ ¹ のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,355円※ ² / 1人1日当たり （1事業所1年度あたり1,000万円まで）	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

助成額の算出例（イメージ）

条件例：

- 出向元は**中小企業**
- 出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも**9,000円**
- 出向元賃金負担**3,600円**、出向先賃金負担**5,400円**（出向元の賃金負担が4割）
- 出向復帰後の賃金日額**9,450円**



助成率：2 / 3

助成額：2,400円（上限額の条件である日額8,355円以下も満たしている）

イ：3,600円

ロ：4,500円(9,000×1/2) となるため、低い額はイとなり、

具体的な金額は 3,600円×2 / 3 = 2,400円

受給までの流れ

1	出向元事業主と出向先事業主との 契約 ※1 労働組合などとの 協定 出向予定者の 同意
2	出向計画届（スキルアップ計画を含む） 提出・要件の 確認 ※2
3	出向の実施（1か月間～2年間）
4	出向から復帰（賃金上昇）※3
5	支給申請※4 助成金受給※5（最長1年分）

- ※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
- ※2 **出向元事業主が出向計画届を作成し**、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。
- ※3 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。
- ※4 出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に出向元事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。
- ※5 支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。

「在籍型出向」の活用事例

製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成をしたい。
ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。



産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。
違う環境・職種へチャレンジしたいという意欲のある人材を受け入れることとした。

温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。



ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

日本酒醸造業（出向元）

コロナ禍のため海外で人気が高い日本酒の輸出にも影響は出ているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れている。今後のために米作りを行っている法人に若手従業員を出向し技術習得をさせたい。



耕種農業（出向先）

水稲、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業で生産性向上を図ることで、週休二日制や大型特殊車両の資格取得支援など従業員の労務管理を行っている。

申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
ご不明な点は、**下記のコールセンター**または**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。
※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

(公財) 産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース (在籍型出向) のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、24万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

おすすめの利用方法

- 助成金の利用にあたり、センターのウェブサイトから、全国の労働者の受入れを希望している事業所（出向受入情報※）の業務の内容を見ることができます。

※ウェブサイトや検索はどなたでもご利用できます

※助成金の利用の可否については、都道府県労働局またはハローワークへお問合せ下さい。

- 従業員のスキルアップを実施したい業務を探し、スキルアップを実施したい業務が見つかったら、全国47都道府県にあるセンター事務所のうち、御社所在の都道府県のセンター事務所に連絡してください。

センターが、ご希望の事業所とのマッチングを進めます！

※受入方法が「移籍」の場合であっても、産業雇用安定センターが事業所と話し合いをし、「在籍型出向」として実施できる場合があります。まずはセンターにご相談ください。

受入情報の検索はこちら→



お問い合わせ先

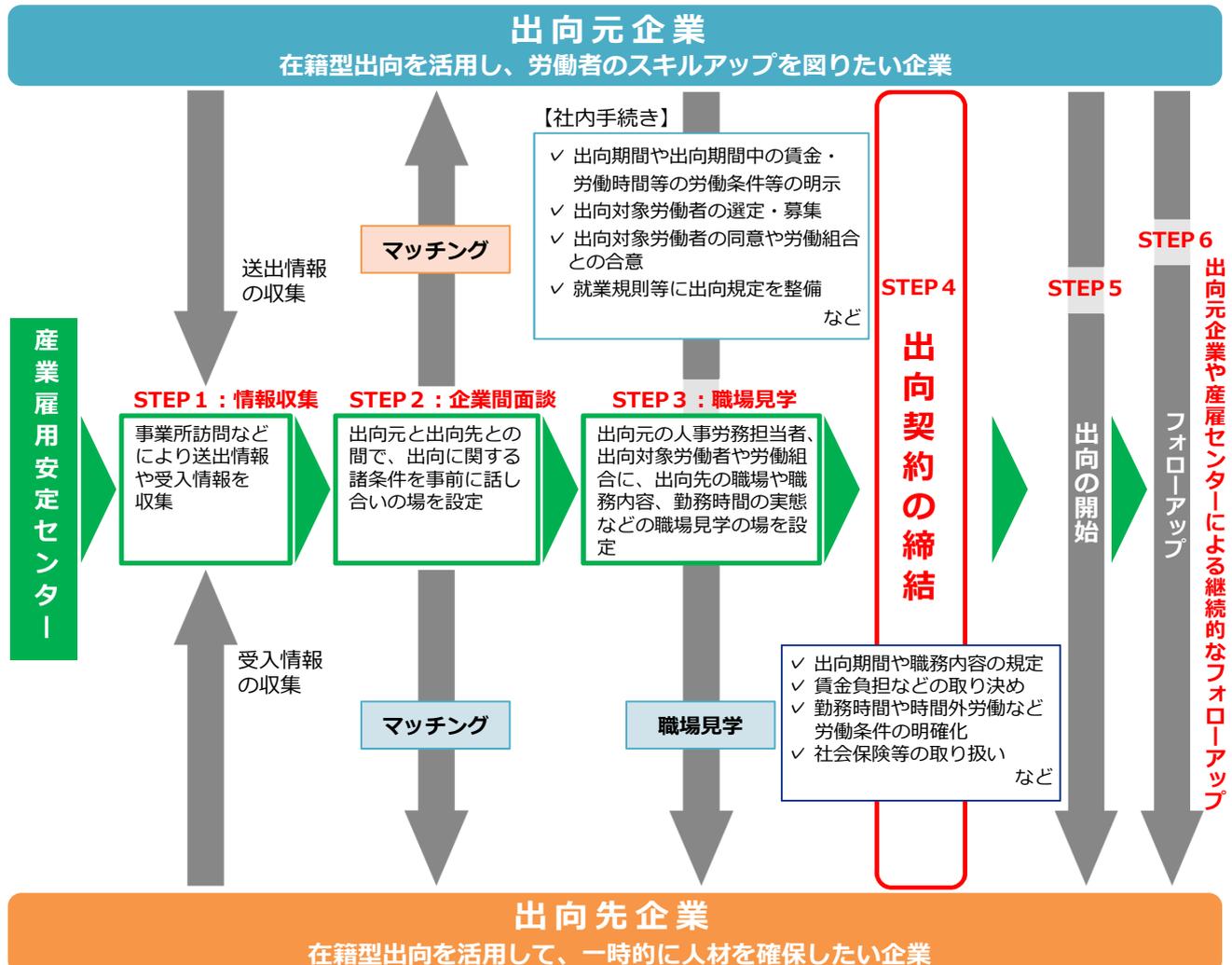
産業雇用安定センターHPはこちら→



公益財団法人 産業雇用安定センター



マッチング支援の流れ



人材開発支援助成金

を活用して

企業内の人材を育成しませんか？

① 社員教育をしたいけど、費用がかかるな…

② 人材開発支援助成金を使えば、訓練費用が助成されますよ！

③ 最大**75%の経費助成**や**訓練期間中の賃金助成**が受けられます！

④ 早速活用してみよう！！

費用負担を軽減できるぞ！

人材開発支援助成金

詳しくは、ホームページをご覧ください。お近くの都道府県労働局へお問い合わせください。

人材開発支援助成金

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人への投資促進コースの助成メニューと助成率

定額制訓練

定額受け放題

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%	-	
	(+15%)			

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

自発的職業能力開発訓練

自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	賃金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45%	-
	(+15%)	

情報技術分野認定実習併用職業訓練

資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせさせた訓練）	60%	45%	760円	380円
	(+15%)		(+200円)	(+100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業		大企業	
	20万円		11万円	
	(+5万円)		(+3万円)	

長期教育訓練休暇等制度

導入済み企業も対象

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額
長期教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得）	20万円	1人1日当たり 6000円 (※有給休暇の場合)
	(+4万円)	(+1200円)
所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	20万円	-
	(+4万円)	

- ・（ ）内の助成率（額）は、生産性要件を満たした場合の率（額）です。
- ・賃金助成額は、**1人1時間当たりの額**です。OJT実施助成額は、**1人1訓練当たりの額（定額）**です。
- ・1事業所1年度あたり2,500万円（成長分野等人材訓練は1,000万円、自発的職業能力開発訓練は300万円）が上限です。その他、訓練時間に応じた1人あたりの経費助成限度額等もあります。

人材開発支援助成金に 事業展開等リスクリング支援コース を創設しました

人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
- ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン化**に対応した人材の育成

に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度です。

助成率・助成額などは裏面をご覧ください→

▶ 「事業展開」とは、例えば…

新たな製品を製造したり、新たな商品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業や業種の転換や、既存事業の中で製品の製造方法、商品やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

- 例：・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する
・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
・繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

▶ 「デジタル・DX化」とは、例えば…

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- 例：・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
・顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

▶ 「グリーン・カーボンニュートラル化」とは、例えば…

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- 例：・農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した
・風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

人材開発支援助成金

検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練であって以下のいずれかに該当する訓練であること**

- i 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「**事業展開等実施計画**」（様式第2号）を訓練実施計画届と併せて提出する必要がありますので、取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「**事業展開**」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のもの**または**6か月以内に実施したもの**である必要があります。

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

本助成金では、助成金を活用する上で、支給対象事業主の要件などを設定しています。また、本助成金を活用して人材育成を行う場合は、訓練開始日から起算して1か月前までに、事業所所在地を管轄する都道府県労働局に計画届を提出する必要がありますので、ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

申請手続き等に関する問い合わせ先

■各都道府県労働局の助成金申請窓口

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>



ポリテクセンター愛媛 4月期生募集

《概要》

再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につけるため、ポリテクセンター愛媛を会場に職業訓練を実施しており、令和5年度4月期生を募集します。

《募集内容》

- 募集科名 「機械CAD/NC科」
「溶接ものづくり科」
「電気設備技術科」
「住宅・福祉リフォーム科」
- 訓練期間 6ヵ月（令和5年4月5日～）
- 募集期間 令和5年1月26日～2月27日
- 受講対象者 雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦を受けられる方
- 受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

お問い合わせ先

ポリテクセンター愛媛 松山市西垣生町2184

TEL 089-972-0329（訓練課）

<https://www3.jeed.go.jp/ehime/poly/>

